

会 員 各 位

公益社団法人 不動産保証協会京都府本部
本部長 坊 雅勝
教育研修委員長 荒木 慎太郎

「令和8年度第2回eラーニングによる法定研修会」の実施について（ご案内）

平素は当本部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、京都府本部主催による「令和8年度第2回eラーニングによる法定研修会」を下記要領により実施いたします。本研修会は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定のものとなりますので、必ず受講していただきますようお願い申し上げます。

記

実施期間	令和8年11月2日から11月30日まで <u>※11月2日（月）10時から受講可能</u>
講義内容	(1)「犯罪収益移転防止のためのリスク評価書作成」（90分） 講 師 国土交通省不動産・建設経済局不動産課不動産指導室 石原 寛之 氏 (2)「2027年4月から変わる！不動産売買取引時の本人確認方法 ～知っておきたいマネー・ローンダリング対策の最新動向と宅建業者の対応～」(60分) 講 師 不動産流通推進センター 古川 幸稔 氏
受講方法 (eラーニングとは)	<u>上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネットアクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証eラーニング研修会」のコンテンツから講義動画を視聴する方法</u> ※「ラビーネット」URL https://portal.rabbynet.zennichi.or.jp/ ※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。 IDとパスワードの設定が分からない場合は、下記までお問い合わせください。 ※詳細は別添「 eラーニング研修システム（法定研修会）の操作マニュアル 」をご参照ください。
動作環境	安定した動画再生ができるパソコン・タブレット等の端末とインターネット回線
受講対象者	当本部に所属する会員の代表者、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者 ※京都府内に所在する本店又は支店について、それぞれ各事務所に1名以上の受講が必須となります（他の都道府県に所在する支店は対象外です）。
受講完了条件	講義動画の全編（全ファイル）を最後まで視聴し、 <u>リスク評価書を作成した上で</u> 、講義ごとに設定された効果測定の設定問について5割以上正解すること ※研修済証は効果測定終了後に必要な方のみダウンロードいただく形式となります。
問い合わせ先	公益社団法人 不動産保証協会京都府本部事務局 TEL：075-251-1177 / FAX：075-251-1187

以上

リスク評価書の作成はお済みですか？

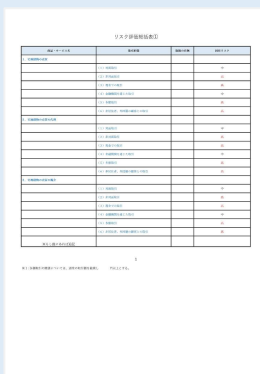
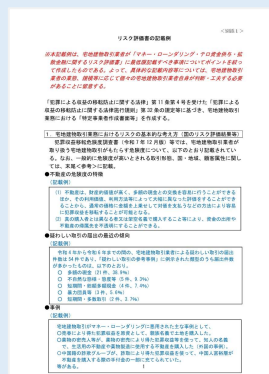
令和9年3月までに 作成完了が必要です

未対応のままにいませんか？
対応期限が迫っています！



リスク評価書とは、自社が直面するマネー・ローンダリングやテロ資金供与等のリスクを特定・評価し、その対応をまとめ、作成する、[犯罪収益移転防止法](#)に基づく文書です。政府及び国土交通省より、[宅地建物の売買](#)（その代理・媒介含む）を取り扱う全宅建業者において、令和8年度中にリスク評価書の作成を完了することが要請されています。

リスク評価書ひな形や記載例、作成ガイド、その他詳細は
QRコードよりご確認ください。



※宅地建物の賃借のみを取り扱う場合も、
QRコードリンク先に掲載の報告フォームより
ご連絡をお願いいたします。

国土交通省によるオフサイトモニタリングが実施されます！

リスク評価書の作成を含む、マネロン等対策への対応状況は、国土交通省が全宅建業者を対象に実施する、[オフサイトモニタリング（書面審査）](#)にて確認されます。
対策が不十分だと判断された場合は、[立入検査](#)に移行する可能性もあります。

協会実施の作成状況調査へご回答をお願いいたします。

協会からは、**3ヶ月毎**にメールにて「リスク評価書作成状況調査」が配信されます。
メールが届きましたら、記載の調査フォームへ、都度必ずご回答ください。

-今後の調査実施予定-

①令和9年1月頃 ②令和9年3~4月頃

zennichi-souhonbu@zennichi.or.jpよりお送りしますので、受信設定をお願いいたします。

【お問い合わせ先】（一般）：全日本不動産協会 総本部事務局

zennichi-aml@zennichi.or.jp

※犯罪収益移転防止法関連専用メールアドレスです。

その他の事項についてご連絡いただいても回答できかねますのでご了承ください。

（研修）：全日本不動産協会 京都府本部

TEL：075-251-1177



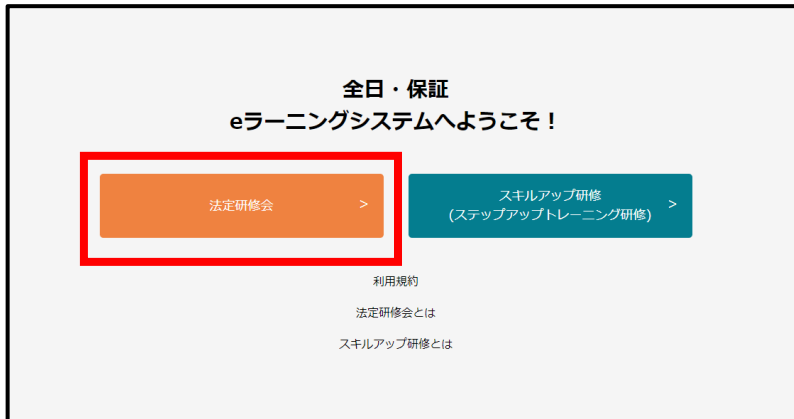
e ラーニング新システム受講方法



ラビーネットにログインし、コンテンツ一覧内「**e ラーニング(法定研修・スキルアップ研修)**」のアイコンをクリックします。



オレンジ色の「**法定研修会**」をクリックします。



視聴する動画のタイトルをクリックします。



再生ボタンをクリックしますと動画が再生されます。

資料ダウンロードから、当該講義動画の資料をダウンロードすることができます。

動画の視聴が終わりましたら「**効果測定に進む**」をクリックしてください。

e ラーニング新システム受講方法

不動産取引における紛争事例と解決のポイント 効果測定

全5問

正しいと思う方にチェックをつけ「解答」をクリックしてください。

スタート >

「スタート」をクリックしますと効果測定が始まります。

第1問

建売売買契約において、本件契約は現状有姿売買とする旨が合意された場合は、劣化した現状を前提として建売売買契約が締結されたので、建物にシロアリの害が生じていたとしても、売主は契約不適合責任を負わない。

○

×

解答 >

設問が 5 問出題されますので○か×をクリックで選択して「解答」ボタンをクリックしてください。

効果測定 結果

合格

5問中3問正解

これにて講義は終了となります。お疲れさまでした。
アンケートのご協力をお願いします。
また、研修済証が必要な方は以下のボタンよりダウンロードしてください

アンケート回答に進む >

研修済証をダウンロードする ↓

TOPに戻る >

50%以上の正解率で本講義は「合格」となります。

アンケート回答にご協力をお願いします。

※研修済証が必要な方は「研修済証をダウンロードする」からダウンロードをお願いいたします。

※受講済証は 1 つの動画の受講が終わればダウンロードできますが、法定研修会の受講済要件を満たすには、公開されている全ての動画を受講する必要があります。

効果測定 結果

不合格

5問中0問正解

これにて講義は終了となります。お疲れさまでした。

もう一度受検する >

TOPに戻る >

正解率 50%未満の場合は「不合格」となりますので、「もう一度受検する」ボタンから再度受検をお願いいたします。

※注意

「法定研修会」として公開している動画をすべて視聴し、効果測定に合格していただく必要があります。